## (別紙3) No.33 関係

## 1 水道料金の計算方法

水道料金の計算は以下により行ってください。

業務用 1ヶ月当たり

使用水量	料金
8m³までの分	602 円
8m³を超え 50m³までの分	$180  \text{円} \times (50 \text{m}^3 - 8 \text{m}^3) = 7,560  \text{円}$
50m³を超え 100m³までの分	200 円× (100m³ - 50m³) = 10,000 円
100m³を超え 300m³までの分	259 円×( $300$ m <sup>3</sup> - $100$ m <sup>3</sup> ) = $51,800$ 円
300m³を超え 1,000m³までの分	$316$ 円× (1,000 $\text{m}^3$ - 300 $\text{m}^3$ ) = 221,200 円
1,000m³を超え 10,000m³までの分	373 円× ( $10,000$ m <sup>3</sup> - $1,000$ m <sup>3</sup> ) = $3,357,000$ 円
10,000m³を超え 20,000m³までの分	415 円 × (20,000 $\text{m}^3$ - 10,000 $\text{m}^3$ ) = 4,150,000 円
20,000m³を超え 30,000m³までの分	452 円× ( $30,000$ m <sup>3</sup> - $20,000$ m <sup>3</sup> ) = $4,520,000$ 円
30,000m³を超える分	496 円× (使用水量 - 30,000m³) = X円

上表を計算して得た額...(A)

計算して得た額×5/100=消費税等相当額...(B)

(1円未満端数切り捨て)

(A) + (B) = 水道料金

## 2 給水装置工事について

事業者が使用する水量(時間最大使用水量、一日最大使用水量)により、配水管からの取り出し位置、給水管口径、給水方式(直結式給水又は受水槽式給水、時間帯給水の有無)が変わりますので、事前に水道局茅ヶ崎営業所と協議してください。

水道局茅ヶ崎営業所給水課 〒253-0042 茅ヶ崎市本村 4-5-22 電話 0467(52)6151 FAX0467(51)2402